○防衛省告示第二百五十五号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和二年十二月二十七日から施行する。

令和二年十二月十七日

防衛大臣　岸　信夫

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊木更津駐屯地	木更津駐屯地司令
航空自衛隊松島基地	松島基地司令
航空自衛隊小牧基地	小牧基地司令
航空自衛隊美保基地	美保基地司令

航空自衛隊芦屋基地	芦屋基地司令
航空自衛隊秋田分屯基地	秋田分屯基地司令
航空自衛隊新潟分屯基地	新潟分屯基地司令
情報本部東千歳通信所	東千歳通信所長
情報本部大井通信所	大井通信所長
情報本部小舟渡通信所	小舟渡通信所長
情報本部美保通信所	美保通信所長
情報本部太刀洗通信所	太刀洗通信所長
情報本部喜界島通信所	喜界島通信所長